



2026年9月10日

株式会社 ちゅうぎんフィナンシャルグループ

温室効果ガス排出量に関する第三者保証の取得

ちゅうぎんフィナンシャルグループ（岡山市 社長 加藤 貞則）では、2025年度の温室効果ガス排出量について、ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン株式会社（東京都 代表取締役 二場 誠吾）による第三者保証を取得しました。

当社グループでは、気候変動への対応を重要課題と捉え、2030年のネットゼロ目標に向け排出量の削減を計画的に進めるとともに、気候変動に関するリスク・機会の把握とそれに対する取組み状況について開示しています。今後も継続的に第三者保証を実施することで、信頼性・透明性の高い開示に努めてまいります。

【保証対象となる温室効果ガス排出量】

(単位：t-CO₂)

計測項目			排出量
Scope 1	直接的エネルギー消費（ガス、ガソリン、軽油など）		1,140
Scope 2	間接的エネルギー消費（電気、熱などの使用）	マーケット基準	3,593
		ロケーション基準	7,429
Scope 3	その他の間接的なエネルギー消費の合計（Scope1, 2 以外）		9,467,738
	カテゴリー1	購入した製品・サービス	30,193
	カテゴリー2	資本財	19,148
	カテゴリー3	Scope1, 2 に含まれない燃料およびエネルギー関連活動	1,475
	カテゴリー4	郵送・配達（上流）	471
	カテゴリー5	事業から出る廃棄物	1,536
	カテゴリー6	出張	597
	カテゴリー7	雇用者の通勤	1,960
	カテゴリー8	リース資産（上流）	21
	カテゴリー15	投融資	9,412,337

以 上

本件に関するお問い合わせ先（TEL 086-223-3110）

サステナビリティ推進部 井 上（内線2057）

広報センター 岡 嶋（内線2255）



独立した第三者保証報告書

株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ
取締役社長(代表取締役) 加藤 貞則 殿

ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン株式会社(以下、「SOCOTEC」という。)は、株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ(以下、「会社」という。)からの委託に基づき、会社が作成した主題情報(“GHG 排出量算定報告書(2025 年度)”(期間：2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日))がすべての重要な点において規準に適合しているかについて限定的保証業務を実施した。

1 主題情報と規準

保証対象となる主題情報は、“GHG 排出量算定報告書(2025 年度)”(期間：2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日)に記載された会社と会社の連結会社(日本国内子会社 14 社)における日本及び海外の運営並びに活動を対象範囲とする、“エネルギー起源 CO2 排出量(Scope 1, Scope 2(ロケーション基準、マーケット基準))及び企業のバリューチェーンで発生するその他間接 GHG 排出量(Scope 3(カテゴリー：1,2,3,4,5,6,7,8,15))”に関する報告である。

主題情報を作成する規準は、“GHG 排出量算定手順書(ver.2.0)”及び“ファイナンスドエミッション算定手順書(Ver2.0)”である。

主題情報 期間：2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日				
エネルギー起源 CO2 排出量		企業のバリューチェーンで発生するその他間接 GHG 排出量		
Scope 1 :	1,140 t-CO2e	Scope 3 : 9,467,738 t-CO2e		
Scope 2 : ロケーション基準	7,429 t-CO2e	内訳(t-CO2e)		
マーケット基準	3,593 t-CO2e	カテゴリー 1 :	30,193	カテゴリー 2 : 19,148
		カテゴリー 4 :	471	カテゴリー 5 : 1,536
		カテゴリー 7 :	1,960	カテゴリー 8 : 21
				カテゴリー 15 : 9,412,337
				(ビジネスローン)

2 経営者の責任

“GHG 排出量算定報告書(2025 年度)”(期間：2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日)は、会社の経営者によって作成された。

会社の経営者は、そこで行われている主張、陳述及び主張の完全性(限定的保証を提供するために従事してきた主張を含む)、報告書内の全てのデータ及び情報の収集、定量化及び提示並びに適用した規準、分析及び公表に責任がある。

会社の経営者は、報告プロセスをサポートし、故意または過失によるものであるかどうかにかかわらず、“GHG 排出量算定報告書(2025 年度)”(期間：2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日)に重大な虚偽記載がないことを保証するように設計された適切な記録及び内部統制を維持する責任がある。

3 保証会社の責任

SOCOTEC の責任は、主題情報がすべての重要な点において規準に準拠して作成されているかどうかについて、限定的保証の結論を表明することにある。

SOCOTEC は、SOCOTEC の定める検証手順及び「JIS Q 14064-3:2023 (ISO 14064-3:2019) 温室効果ガスに関する声明書の検証及び妥当性確認のための仕様及び手引」に準拠し、限定的保証業務を実施した。

限定的保証業務で実施する手続は、合理的保証業務で実施する手続と比べて、その種類、時期、範囲において限定されている。その結果、SOCOTEC が行った限定的保証業務は、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。

SOCOTEC が実施した手続は、不正又は誤謬を問わず重要な虚偽表示のリスクの評価をはじめとして、職業的専門家としての判断に基づいている。SOCOTEC の結論は、会社の内部統制に対して保証を提供するものではない。

SOCOTEC は、限定的保証における結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。



4 保証手続

SOCOTEC が実施した手続は、職業的専門家としての判断に基づいており、以下を含んでいるがそれらに限定されない。

- 会社が主題情報に関連して作成した方針や手続の評価
- 上記方針や手続を理解するための会社担当者への質問
- 対象プロジェクトが適格性要件を満たしているかの確認
- 試算による根拠資料との照合、再計算
- 重要な仮定や他のデータに関する根拠資料の入手、照合
- 算定体制と手順の確認、データの収集及び記録管理の実施状況を確認するための視察先：
本社 / 株式会社中国銀行 大供支店 / 株式会社中国銀行 岡山駅前支店

5 独立性と品質管理、力量の声明

SOCOTEC は、「JIS Q 17021-1:2015(ISO/IEC 17021-1:2015) 適合性評価—マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項—第1部：要求事項」の認定要求事項に適合する包括的なマネジメントシステムを導入し、維持している。又「JIS Q 14065:2025(ISO 14065:2020) 環境情報の妥当性確認及び検証を行う機関の一般原則及び要求事項」に従ってマネジメントシステムを確立している。これらは国際監査・保証基準審議会による国際品質マネジメント基準第1号並びに国際会計士倫理基準審議会による職業会計士の倫理規定における要求を満たすものであり、倫理規則、職業的専門家としての基準及び適用される法令及び規則の遵守に関する文書化した方針と手続を含む包括的な品質管理システムを維持している。

SOCOTEC グループは、検査、試験、認証業務における総合的な第三者機関であり、世界の国々で品質、環境、労働及び情報セキュリティにかかわるマネジメントシステム認証業務やトレーニングサービスを実施しており、環境、社会情報のパフォーマンスデータ及びサステナビリティ報告書保証業務を行っている。SOCOTEC は、本保証業務を依頼した組織やその関連会社、ステークホルダーからも独立しており、公平性を損なう可能性や利害の抵触がないことを断言する。

本保証業務に携わったチームは、知識や当該産業分野における経験、そして本保証業務に関する力量基準に基づき構成されていることを保証する。

6 報告書の利用

限定的保証業務における SOCOTEC の責任は、合意した条件に基づいて、会社の経営者にのみ負うものである。従って、目的にかかわらずそれ以外のいかなる個人や組織に関しても責任を負わない。

7 結論

SOCOTEC が実施した手続及び入手した証拠に基づいて、主題情報が規準に準拠して作成、開示されていないと信じさせる事項はすべての重要な点において認められなかった。

ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン株式会社
執行役員 倉内 瑞樹

Mizuki Kurauchi

2026年8月31日

ENDT6543-1